

広報

あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



主な内容

- 役場敷地内に仮設庁舎を設置し一部業務を実施… 2
- 所得税、町・県民税の申告手続きは正しくお早めに… 4
- 町都市計画マスタープラン策定の町民意識調査報告… 6
- 地球温暖化対策…………… 16
- 予科練平和記念館だより………… 17

『町総合防災訓練』を実施しました

～災害に負けない、町民と共に助け合うまちづくり～
 11月3日(月)、阿見小学校および総合保健福祉会館内において、町総合防災訓練を約500人の参加者のもと実施しました。訓練は大規模地震を想定し、阿見小体育館では避難所の設営訓練、総合保健福祉会館ではボランティアセンターの設営訓練などの新しい訓練も実施しました。

平成26年
12月19日発行

役場庁舎の耐震化対策の実施に向けて～平成27年1月より当面の間～ 役場敷地内に仮設庁舎を設置し 一部業務を行います！



▲①仮設庁舎（出入口側）



▲③旧庁舎（写真：手前棟）と②新庁舎（写真：奥側棟）



▲①北側駐車場から見た仮設庁舎



▲③旧庁舎（写真：左側棟）と②新庁舎（写真：右側棟）

東日本大震災において、震度5強の大きな揺れだったにもかかわらず、幸いにして建物自体には大きな被害を受けることはありませんでした。が、役場旧庁舎は建築基準法におけるいわゆる旧基準（昭和56年以前の建築物が対象）に基づき建築されたもので、国等で定めている基準に基づき耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たしていないことが判明しました。

この結果を踏まえ、町では旧庁舎への耐震化対策として役場敷地内に「①仮設庁舎」

役場庁舎については、構造的には、「西側4階建屋部（昭和60年建築）（以下「②新庁舎」という）」と「東側3階建屋部（昭和41年建築・昭和61年改造）（以下「③旧庁舎」という）」の2棟になっています。

仮設庁舎にて一部業務を行います

役場庁舎の耐震化対策について、広報あみ9月号お知らせ版で概要を掲載しましたが、今回は、その後の経過等についてお知らせします。

また、「①仮設庁舎」への出入りについても、「②新庁舎」北側玄関と向かい合わせとなるところに「①仮設庁舎」の出入口を配置しますので、ご協力をお願いします。

来庁される皆さまには、仮設庁舎の設置に伴う駐車場の配置や窓口の配置移動などで、大変ご不便ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしく願います。

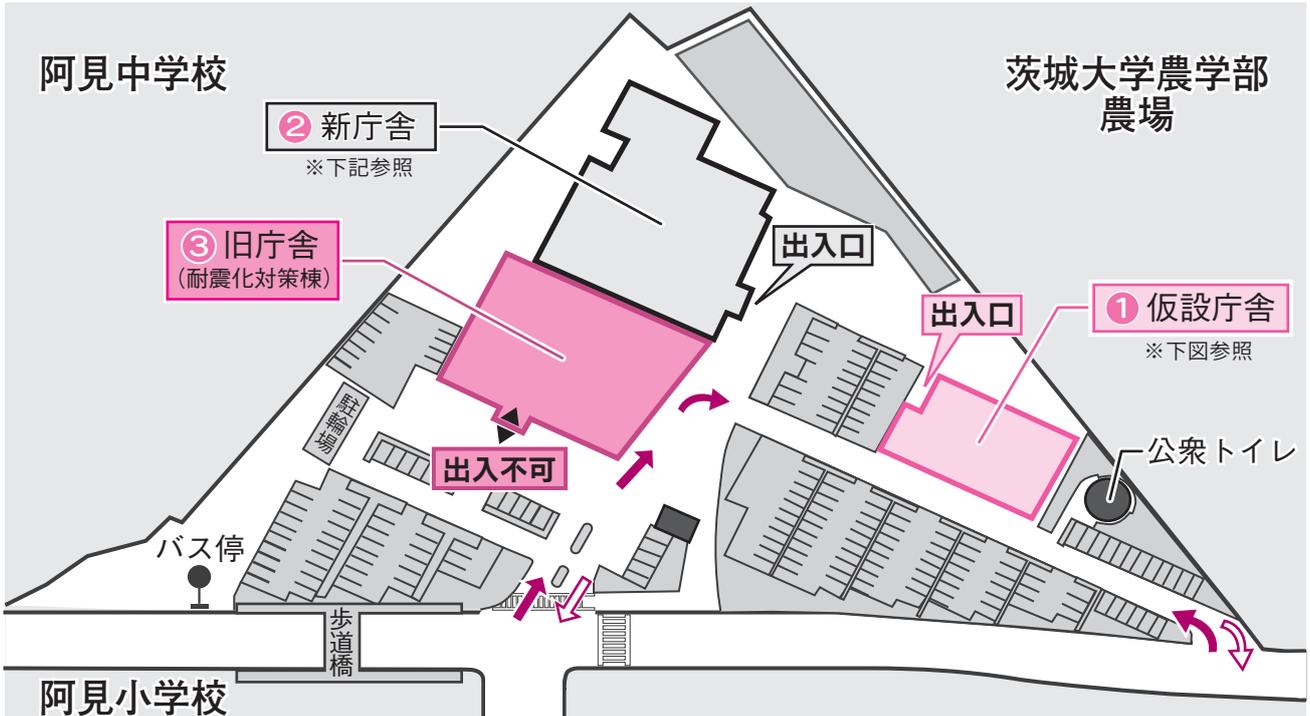
仮設庁舎の設置が平成26年12月中に完了することから、平成27年1月より「③旧庁舎」への立ち入りを制限するとともに、「③旧庁舎」で行っていた業務を「①仮設庁舎」および「②新庁舎」にそれぞれ配置移転して実施します。

なお、「②新庁舎」への出入りは、これまでのように正面（東側）玄関からは出入りできなくなりますが、ご不便をおかけしますが、北側（エレベーター設置側）玄関から出入りするようにお願いします。

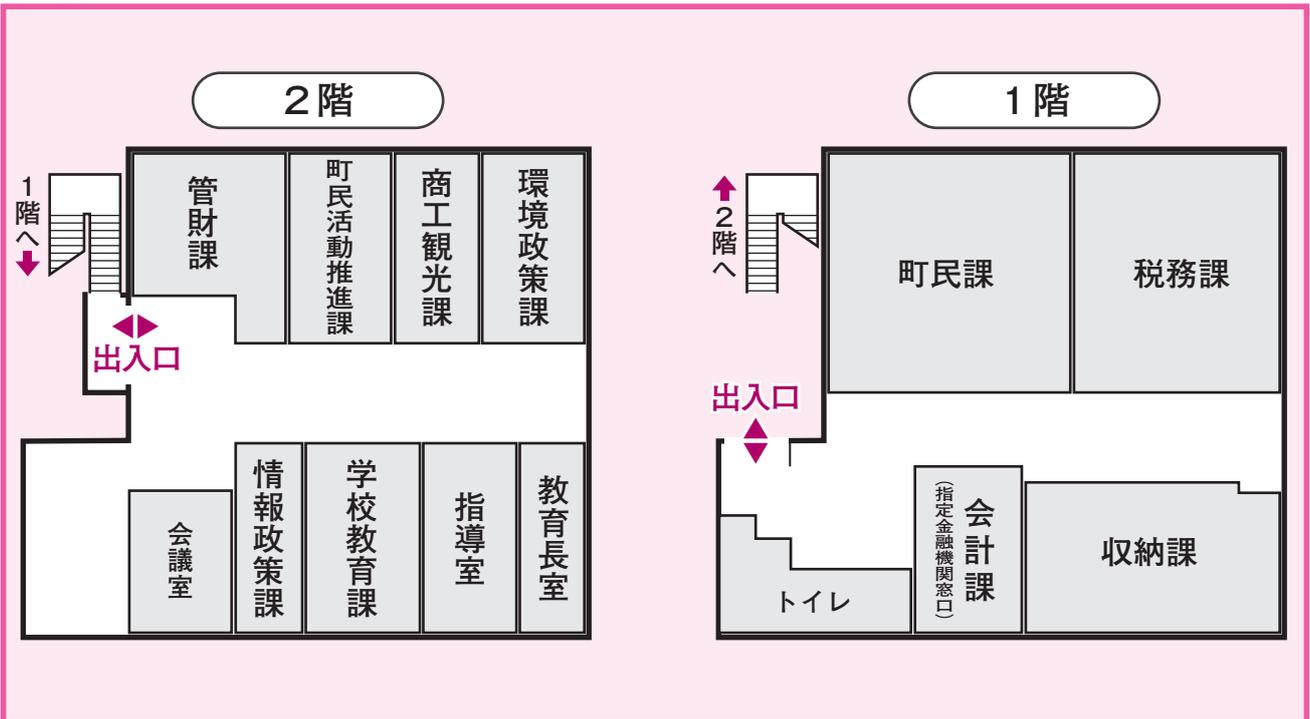
**仮設庁舎の設置に伴い
ご不便をおかけします**

の設置工事を進めているところです。

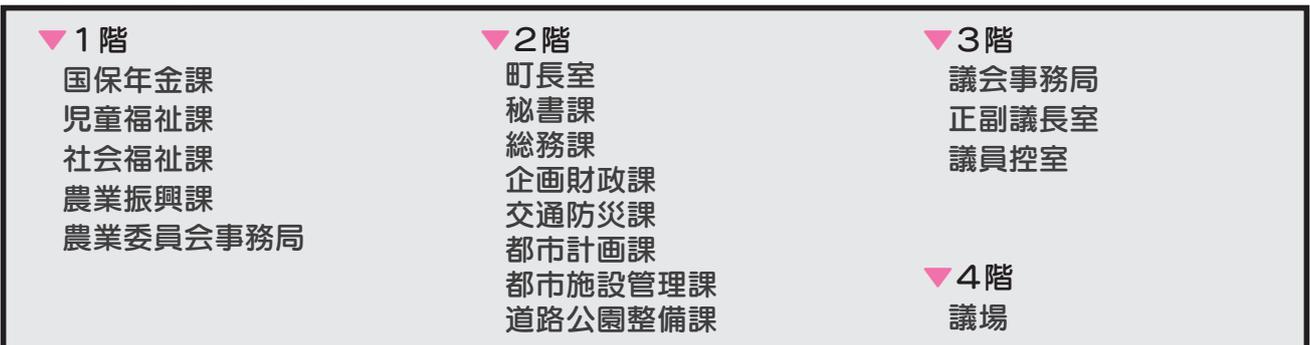
● 役場敷地内案内図



● 『①仮設庁舎』内配置図



● 『②新庁舎』内配置



平成 26 年分 (平成 27 年度)

所得税、町・県民税(住民税)の申告 手続きは正しくお早めに

税務課 ☎888-1111 (151・152・156)

所得税の確定申告

『所得税及び復興特別所得税の確定申告』は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、申告期限(平成27年3月16日(月)まで)に確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。

また、納め過ぎた所得税の還付を受けるための申告を還付申告といえます。

住民税(町・県民税)の申告

給与・公的年金以外の所得のある人(確定申告した人を除く)、収入のなかった人、遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみで同居する親族の扶養になっていない人は住民税の申告が必要となります。

非課税証明書の発行や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの算定の際に必要となりますので、必ず申告期限(平成27年

3月16日(月)までに申告してください。

※年金所得者にかかる確定申告不要制度に該当する人が源泉徴収票に記載されていない控除を受けるためには、住民税申告が必要となります(老人配偶者・障害者・寡婦などの控除もれに注意してください)

持参するもの

- ▼事業所得(営業・農業)や不動産所得がある人は、▽『収入や必要経費を記載した帳簿▽固定資産税の課税明細書など
- ▼給与所得・公的年金などの源泉徴収票(原本)
- ▼雑所得・一時所得などの支払調書
- ▼本人が支払った本人および同一生計の親族に係る医療費が所得の5%以上(所得が200万円以上)の場合には10万円以上ある人は、医療を受けた人ごとに支払った医療費・保険金などの補てん金を記載する『医療費の明細書』を作成し添付
- ▼医療費の領収書(原本)
- ▼おむつ使用証明書など

▼本人が支払った本人および同一生計の親族に係る健康保険料・国民健康保険税・介護保険料・国民年金保険料などの控除証明書

▼本人が支払った本人および親族に係る一般の生命保険料・介護医療保険料の控除証明書

▼本人が支払った本人および配偶者に係る個人年金保険料の控除証明書

▼本人が支払った本人および同一生計の親族に係る地震保険料などの控除証明書

▼本人が支払った特定寄付金などの受領証明書

▼障害者または障害者を扶養する人は、▽障害者手帳▽療育手帳▽寝たきり・認知症等の高齢者の『障害者控除対象者認定書』など

▼還付になる場合は、還付金を受け取る本人名義の口座(金融機関支店名・口座番号)を認め印 ※ゴム印不可

税務署での確定申告

●期間

平成27年2月16日(月)～3月16日(月)(土・日を除く)
※2月22日(日)および3月1日(日)は開場します

●相談時間

午前9時～午後5時まで

▼竜ヶ崎税務署

〒301-8601 龍ヶ崎市川原代町1182-5
☎0297-66-1303
(自動音声案内)

▼還付申告は平成27年1月5日(月)から(土・日・祝日を除く)受付できますので、混雑が予想される確定申告開始前に税務署で申告されることをお勧めします

町では、住民税の申告書が手元ない場合や住民税の申告書の書き方がわからない場合には、確定申告の記載要領で作成した確定申告書(国税庁のホームページの『確定申告書等作成コーナー』など)を利用して印刷した申告書(表題部を『平成27年度住民税申告書』に訂正し、住民税申告書の代わりとして提出することができず。町の申告相談会場に持参または町税務課宛てに郵送してください。なお、町の申告相談会場で申告相談する場合には、申告書は役場で印刷しますので、事前に用意する必要はありません。

●申告相談会 会場:役場 3階 301 会議室

区分	期間	時間	対象
所得税確定(還付)申告・住民税申告の相談および受付 ※事業所得(営業・農業)・不動産所得のある人、確定申告により所得税が納税となる人の相談はできません	平成 27 年 2 月 6 日(金)～13 日(金) (土・日・祝日を除く) ※初日は混雑が予想されます	▼受付開始時間 午前 7 時に役場北口玄関を開錠しますので、3 階の申告相談会場入口に設置してある受付番号簿に氏名を記入してお待ちください。 番号札を配布は 8 時 30 分からとなります。 ▼相談時間 午前 8 時 45 分から受付番号順に申告相談を開始します。	▼給与所得者で年末調整をしていない人 ▼給与所得・年金所得者で医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・扶養控除などの追加により所得税が還付になる人 ▼収入のなかった人 ▼非課税所得のみの人 ▼他の市区町村に居住する人の扶養になっている人
所得税確定申告・住民税申告の相談および受付 ※消費税および地方消費税の確定申告、相続税・贈与税の申告の相談はできません ※そのほかにも役場で相談できない申告があります	平成 27 年 2 月 16 日(月)～3 月 16 日(月) (土・日を除く) ※日曜申告を行います 2 月 22 日(日)および 3 月 1 日(日)の午前中のみ実施	▼受付終了時間 午後 3 時 30 分まで受付します。 ※日曜申告の日は午前 11 時までで受付します ※混雑状況によって早めに受付を終了する場合があります	▼上記の対象者および確定申告により所得税が納税となる人(青い受付番号簿に氏名を記入してお待ちください) ▼事業所得(営業・農業)や不動産所得などがある人(赤い受付番号簿に氏名を記入してお待ちください) ※提出書類や所得額・控除額を計算するために必要な書類がそろっていない場合は、受付できません

役場での申告相談

自ら申告書の作成が困難な人を対象に、住民税および所得税の確定申告(還付申告)についての申告相談、申告書の作成および收受を役場本庁舎 3 階の 301 会議室で行います。

▼申告相談の期間中は、確定申告書・住民税申告書などの配付および收受受付などについてもすべて、仮設庁舎内の税務課窓口ではなく、本庁舎 3 階の申告相談会場で行います

▼役場敷地内に仮設庁舎を設置したことに伴ない駐車場スペースが少なくなっています。来庁者の皆さまには、ご不便ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします

役場で相談できない申告

次の申告につきましましては、竜ヶ崎税務署または国税局の電話相談センターでご相談ください。

▼青色申告・過去の年分の確定申告・修正申告・更正の請求など

確定申告

▼事業(営業)所得(新たに事業を開始した年分および震災による事業用資産・棚卸資産などの被害)、利子所得、配当所得、給与所得(特定支出控除)、先物取引に係る雑所得等、山林所得、総合課税の譲渡所得(ゴルフ会員権・貴金属など)、分離課税の譲渡所得(土地・建物・株式など)

▼変動所得・臨時所得の平均課税

▼雑損控除(災害・盗難による損害など)

▼居住の用に供した年分の住宅借入金等特別控除、特定増改築等住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除

▼災害減免額、外国税額控除など

▼国外に居住している親族の扶養控除など

インターネットでの確定申告

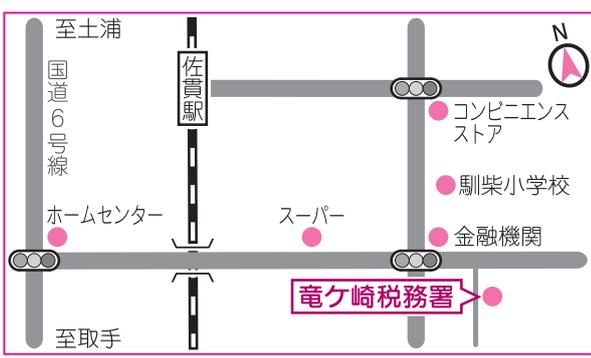
確定申告期間中、税務署や役場の申告相談窓口・駐車場は大変混雑します。

国税庁のホームページを利

国税局の電話相談センター

確定申告に関する電話によるご相談については、国税局の電話相談センターをご利用ください。☎ 029716611303(自動音声案内)

◀竜ヶ崎税務署までの案内図



阿見町都市計画マスタープラン策定のための 町民意識調査がまとまりました

都市計画課 ☎888-1111 (232)

町では、都市整備の基本的な方針である「阿見町都市計画マスタープラン」を平成 27 年度の策定に向けて作業を進めています。阿見町を取り巻く課題を踏まえたプランを策定するにあたり、町民の皆さまに、まちづくり全般に関して「町民意識調査（アンケート）」を実施しましたので、結果をお知らせします。

町民意識調査に回答いただいた皆さまには調査へご協力いただき誠にありがとうございました。この結果はプラン策定の基礎資料として活用させていただきます。

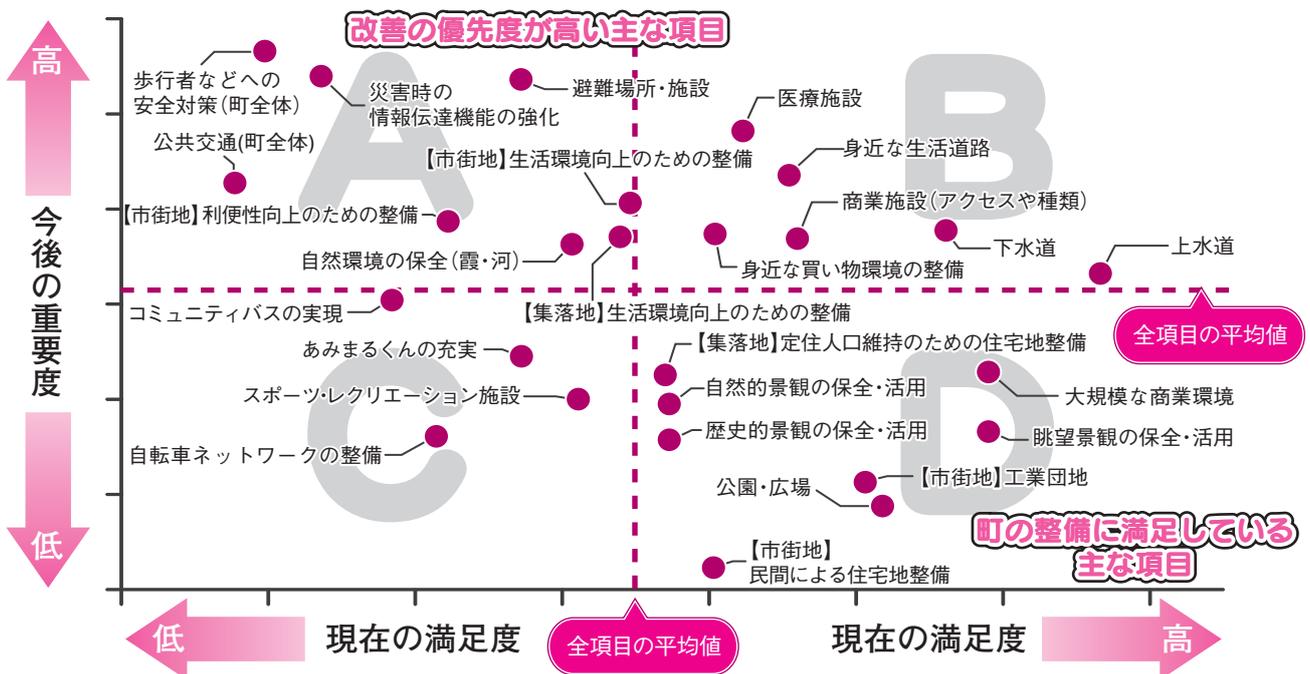
『都市計画マスタープラン』とは

都市計画マスタープランとは、まちづくりの具体的な将来像を確立し、さまざまな都市整備の課題を踏まえた土地利用の総合的な方針、市街地の整備方針、道路・公園・下水道などの都市施設の整備方針など、計画的なまちづくりの基本方針を示すものです。

身近な生活環境と町全体の都市整備に対する『現在の満足度』と『今後の重要度』

町民意識調査では、お住まいの生活環境と町全体の都市整備に関する 48 項目について「現在の満足度」と「今後の重要度（積極的に進めてほしい施策）」の 2 つの指標を設けて、5 段階評価により回答をしていただきました。下図の分布領域 A～D の考え方とおもな項目の結果は、下記のとおりです。

<p>A</p> <p>町民の満足度が低く、重要度が高い項目です。 町民のニーズに対し、町の取り組みとして十分でない項目であり、今後、重点的に取り組むべき課題です。</p>	<p>B</p> <p>町民の満足度・重要度が高い項目です。 町の取り組みとして、町民のニーズをある程度捉えることができている、引き続き取り組むべき項目です。</p>
<p>C</p> <p>町民の満足度・重要度が低い項目です。 町民のニーズは高くはありませんが、町として今後の取り組み方に改善が必要な項目です。</p>	<p>D</p> <p>町民の満足度が高く、重要度が低い項目です。 これまでの町の取り組みにより、町民のニーズは充足されており、維持に努めるべき項目です。</p>



調査の概要

- ▼ 調査地域: 阿見町
- ▼ 調査対象: 町内に居住する 18 歳以上の男女
- ▼ 対象者数: 2,000 人
- ▼ 抽出方法: 住民基本台帳からの無作為抽出
- ▼ 調査方法: 郵送による配布および回収
- ▼ 調査期間: 9月11日～9月26日
- ▼ 回収率: 42.8% (856 票)
- ▼ 調査結果の詳細について: 紙面の都合上、調査の集計結果の一部を抜粋して紹介しています。調査結果の詳細は、平成 27 年 4 月以降に調査結果報告書として町ホームページ等で閲覧できるよう準備を進めています。

町民意識調査のおもな質問と回答

質問:『今後、阿見町のまちづくりでもっとも力を入れて欲しい施策は何ですか?』

選択肢	割合 (%)	票数
広域幹線道路の整備・公共交通の充実	28.7	241
商業の振興	15.6	131
新しい市街地の整備	9.2	77
観光の振興	8.7	73
農業の振興	8.2	69
住宅地の整備	7.8	65
その他	6.8	57
文化の振興	5.6	47
工業の振興	5.1	43
無回答	4.3	36
合計	100.0	839

交通に関わる施策の充実が望まれていることがわかります。また 6 ページの分布図の A 欄には「歩行者などへの安全対策」や「公共交通」、C 欄には「あみまるくんの充実」が分布しています。

町では公共交通全般について課題があり、その安全性の確保や利便性向上のための施策を検討していきます。

商業に関しては、6 ページの分布図の B 欄に「身近な買い物環境の整備」などが分布しており、日常生活で住みやすいと実感できるまちづくりのための土地利用計画を検討していきます。

※アンケート票数の合計は、有効回答票のみを記載しています。

質問:『開発と自然環境の保全について、何に重点を置いたらよいですか?』

選択肢	割合 (%)	票数
生活環境の向上を図るうえで程度の開発は必要	49.4	417
今のままでよい	13.9	117
貴重な財産としての自然環境を守るため保全に重点を置く	12.2	103
特別な事情がない限り保全に重点を置く	12.0	101
地域の発展のため開発に重点を置く	8.9	75
無回答	3.0	25
その他	0.6	5
合計	100.0	843

開発に重点を置くこと回答した人に聞きました。
質問:『①どのような開発がよいですか?』

自然環境の保全に重点を置くこと回答した人に聞きました。
質問:『②どのような保全がよいですか?』

※アンケート票数の合計は、有効回答票のみを記載しています。

質問:『①どのような開発がよいですか?』

開発に重点を置くこと回答した人のうち、27.1% (132 票) が「人々が集まるにぎわいと魅力ある商業地の開発」、また 21.6% (105 票) が「住宅地と商業・業務地の一体的な開発」と回答しており、全体の 5 割弱が商業を含めた開発を希望していることがわかります。また 6 ページの分布図 A 欄には「生活環境向上のための整備」「利便性向上のための整備」が分布していることから、町都市計画マスタープランでは町の現状と今後の発展を見据えて、生活するうえでの利便性の高いまちづくりを検討していきます。

質問:『②どのような保全がよいですか?』

自然環境の保全に重点を置くこと回答した人のうち、35.5% (72 票) が「霞ヶ浦や筑波山とその周辺の自然的資源の景観保全」、また 32.5% (66 票) が「田園、農地などの自然的資源の保全」と回答しています。また 6 ページの分布図では A や D の欄に自然環境に関する項目が分布しています。霞ヶ浦と筑波山を望む緑豊かな自然環境は阿見町の財産です。開発により暮らしが便利になる一方で、これらの自然環境を保全できるように、町都市計画マスタープランでは開発と自然環境保全のバランスを考慮した土地利用のゾーニングが適切に示せるよう検討していきます。

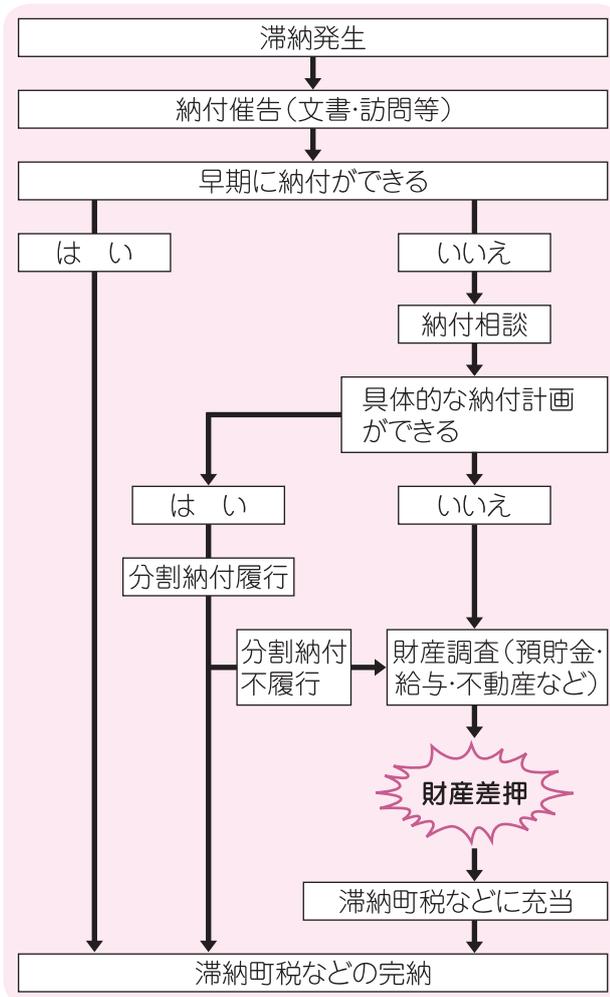
許さない！ 町税・国保税滞納。守ります！ 税の公平

財産の差押を 実施しています！

不動産・預金等差押
325 件
(平成 25 年度実績)

収納課 ☎888-1111 (147-148)

滞納処分の流れ



滞納処分執行状況

	平成 25 年度	
	件数	換価額(円)
不動産	47	1,064,100
預貯金	215	22,703,535
所得税還付金	7	452,501
給料	23	5,639,193
年金	10	4,261,952
生命保険	20	5,909,654
その他	3	542,983
合計	325	40,573,918

皆さまに納めていただく税金は、安心・安全な住まいづくりを進めるうえで、とても大切な財源です。

町では、期限を守り納税していただいた皆さまとの公平性を保つとともに、税収を確保するため、滞納者に対し滞納処分(差押)を厳正に行っています。

納期限を過ぎても町税を納めていない人は、早急に納めていただくようお願いいたします。

自主納付の原則

町税などの納付は、自主納付が基本です。自主納付とは、納税者の皆さまが定められた納期限までに自主的に納税することです。

納期限までに納付がない場合は督促状や催告書などが送付されます。しかし、再三の催告にもかかわらず納付していただけない場合は、納期限内に納付いただいた人との公平性を保つため、財産(預貯金・給与・生命保険・不動産など)を調査し、差押による滞納処分を行うこととなります。

納付が困難な場合は納税相談を！

税金を納期限までに支払わずそのまま放置しておく、督促手数料・延滞金がかかってしまい、滞納処分の対象になります。

病気や失業、事業の経営不振など、さまざまな事情で納期限内に納付できない、一度に納付することが難しいという場合は、納付方法や納付計画について相談をお受けしますので、そのまま放置しないで、収納課へ相談ください。

茨城租税債権管理機構

差押などの滞納処分を受けたにもかかわらず、自主納付がなく放置した場合は、誠実性のない滞納者として、茨城租税債権管理機構に徴収権を移管する場合があります。

茨城租税債権管理機構は、県内市町村で構成され、県が支援する一部事務組合です。市町村から滞納事案を受け、財産差押や差押不動産の公売などの強制換価を行う、租税債権回収業務の専門機関です。阿見町では、毎年約20件の事案を移管しています。

乾燥する冬の時期は予防に努めましょう

感染症から 体を守りましょう

（健康づくり課保健予防係（総合保健福祉会館内） ☎888-2940）



冬は感染症に要注意

冬場は空気が冷たく乾燥し、感染症の発生が多い時期です。予防に努めて、感染症にかからない・感染症を広げないように気をつけましょう。具合が悪いと思ったら、外出を控えて早めに医療機関を受診しましょう。

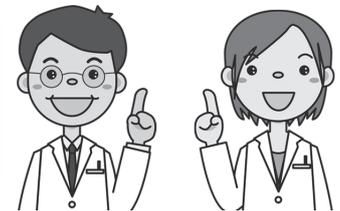
冬に流行するおもな感染症	インフルエンザ	RSウイルス
流行時期	例年 12月～3月頃	10月～2月頃
症状	かぜ症状（のどの痛み・鼻水・咳）のほかに、38℃以上の発熱・頭痛・関節痛や筋肉痛など	かぜ症状（鼻水・発熱など） ※1歳以下の子どもが感染すると重症化し、肺炎を起こすことがあります
おもな予防策	<ol style="list-style-type: none"> ① 適度な湿度の保つ ② 十分な休養とバランスのとれた栄養摂取で免疫力を高める ③ 手すりや子どもが触るおもちゃなどの消毒 ④ マスクの着用 ⑤ 外出後のうがい ⑥ アルコール製剤による手指消毒 ⑦ 外出後の手洗い 	

小さなお子さんがい
る家庭では、子どもに
感染させないように、大
人の人が感染予防に気
をつけましょう！



手洗いのポイント

- ▼ 指の間・付け根・親指をしっかりと洗いましょう
- ▼ 爪先・手首も忘れずに洗いましょう
- ▼ 手洗いは2回繰り返しましょう



茨城県 風しん抗体検査事業のお知らせ

県では、風しんの流行と赤ちゃんの先天性風しん症候群を予防するために、風しん抗体検査の費用を助成しています。風しん抗体検査をすることで、風しん予防ワクチンの接種が必要な状態かどうか分かります。

検査対象者

以下の要件をすべて満たす人

- ① 県内に居住し、妊娠を希望する、または妊娠する可能性の高い女性のうち、平成2年4月1日以前に生まれた人
- ② 過去に風しん抗体検査（妊婦健康診査を含む）を受けたことのない人
- ③ 風しん既往歴（検査確定診断に限る）がない人
- ④ 風しん予防ワクチンの接種歴がない人

実施期間

平成26年5月1日から平成27年3月31日まで ※ 予算の範囲内での実施になります

検査場所

県の指定する医療機関（県の保健予防課ホームページに掲載）。町内医療機関では、印南クリニック・しのつか医院・滝沢医院・なるしま内科医院・東京医科大学茨城医療センターが指定されています。

検査費用

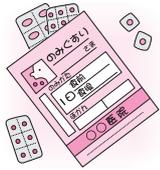
無料（検査場所へ直接申し込みしてください）

問い合わせ先

茨城県保健予防課 ☎029-301-3219

国保医療費の状況を

お知らせします

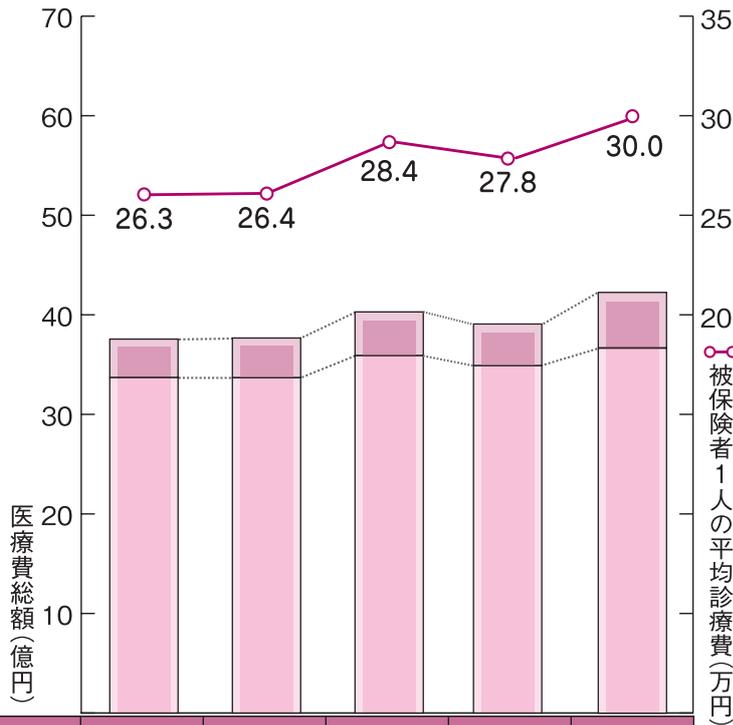


国保税 納めて安心 わが家の健康

国保

お問い合わせは…
国保年金課国保係
☎888-1111(131~133)

▼グラフ1: 町国保の医療費総額の推移

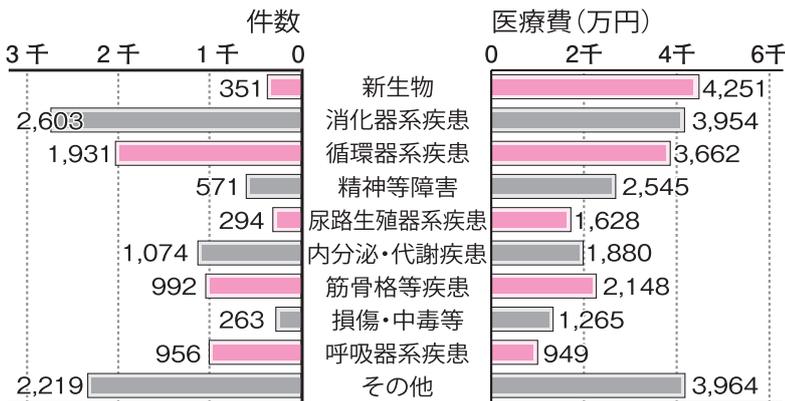


年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
被保険者数	14,376 人	14,295 人	14,178 人	14,079 人	14,033 人
総額(円)	37億7609万	37億7617万	40億3163万	39億1126万	42億850万

■ 一般 ■ 退職者医療

※医療費総額は、3月～翌年2月診療分の合計です

▼グラフ2: 町国保の主要疾病分類別受診件数・医療費割合 (平成26年5月中受診分)



■ 私たちの医療費がどのくらいかご存じですか
町国保の医療費総額は、平成25年度では42億850万円となり、この5年間で11.5%の伸びを示しています(グラフ1)。
この間の国保被保険者数は、全体の医療費は増加しており、一人当たりの医療費は年々高くなる傾向にあります。また、

■ 医療費の主な内訳
平成25年度の一人当たりの医療費は、
一般…21万
退職者医療…1907円
疾病分類別(グラフ2)では、新生物・消化器系疾患・循環器系疾患などの医療費が多くなっていることが分かります。
特に、糖尿病・高血圧などの慢性疾患は治療が長引くため、医療費が増える要因となっています。

■ 年に1回は健診を受けましょう
町国保では、特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防に努めています。また、人間ドック・脳ドックの受診費用の助成も実施しています。これらを活用して、生活習慣病の予防・改善や、疾病の早期発見・早期治療に努め、一人ひとりの医療費の増加を防ぎましょう。

▼国民健康保険▼後期高齢者医療制度

保険税(料)を年金からお支払い(天引き)されている人へ

『年金からの天引きによる納付』から『口座振替による納付』へ変更できます

国保年金課 ☎888-1111 (131 ~ 135)

国

国民健康保険の保険料または後期高齢者医療制度の保険料を年金からお支払い(天引き)されている人は、『年金からの天引きによる納付』から『口座振替による納付』へ変更することができます。

● 口座振替による納付を希望される人は、国保年金課の窓口でお手続きください。 ※お支払いいただく保険税(料)の総額は、変わりません

手続き方法

● 口座振替の登録をされていない人: 『保険証』『振替口座の預金通帳』『通帳の届出印』をご持参のうえ、国保年金課窓口にお越しください

● すでに口座振替の登録をされている人: 『保険証』『印鑑』をご持参のうえ、国保年金課窓口にお越しください

※ 手続きをする時期により、口座振替へ変更できる月は異なります

ご留意いただきたいこと

● 振替口座について: 納税義務者ご本人以外の口座も可能です

● 社会保険料控除について: 口座振替へ変更した場合、所得税や町・県民税の社会保険料控除は、口座名義人に適用されます。なお、年金からの天引きの場合は、年金受給者ご本人に適用されます

● 口座振替への変更後に振替不能となった場合: 年金からのお支払いに変更させていただきます

保険税(料)の納付額証明書の送付について

平成26年中に納付された『国民健康保険税』『後期高齢者医療保険料』『介護保険料』の納付額証明書を、役場から平成27年2月初旬までに送付します。

納付額証明書は、平成26年の確定申告または町・県民税申告の際に、社会保険料控除を受けるために必要です。

この納付額証明書は、『普通徴収(納付書または口座振替による納付)』で納付された分のみを記載しています。『特別徴収(年金からの天引

きによる納付)』で納付された分の納付額証明は、年金支払者から送付される源泉徴収票をお使いください。

● 問い合わせ 役場 ☎888-1111 ▼ 国民健康保険税・国保年金課 国保係 (131) ▼ 後期高齢者医療保険料・国保年金課 後期高齢医療福祉係 (134) ▼ 介護保険料・社会福祉課 介護保険係 (165)

遺族年金・障害年金など非課税となる年金を受給している人や無収入の人も所得申告が必要です

国保税は、加入者の前年中(1~12月)の所得などから計算されます。世帯主(納税義務者)を含む加入者全員の所得の合計が一定の基準以下の場合、保険税を軽減する制度がありますが、この軽減制度の適用を受けるには世帯全員の申告が必要です。

遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみの人や収入がなかった人も含め、所得申告をしていない人がいる場合は軽減が適用できませんので、税法上町内在住者の扶養に入っていない場合は、必ず所得の申告をお願いします。

また、所得申告をしていないと高額療養費の支給額が少なくなったり、支給を受けられない場合があります。

後期高齢者医療制度においても同様に、後期高齢者医療保険料の算定や高額療養費の支給額などの判定のため、被保険者本人および同じ世帯の人の所得申告が必要です。



成人おめでとございます!

～20歳になったら、国民年金～

20歳を迎えた皆さん、いよいよ大人の仲間入りですね! しかしこれからの人生にはさまざまな困難もあるかもしれません。国民年金制度はあなたの人生のサポーター。ただし、届出を怠ると将来受け取る年金が減額されたり、受けられなくなる場合もあります。

国民年金

国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136-137)

●こんなときは届出を

項目	種別	届出先
20歳になった (厚生年金・共済組合者を除く)	学生・自営業・自由業など	第1号被保険者 国保年金課
	会社員などに扶養されている配偶者	第3号被保険者 配偶者の勤務先
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先
会社員などと結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
会社などを退職した、転職して自営業になった	第1号被保険者	国保年金課
扶養されている配偶者と離婚・死別した	第1号被保険者	国保年金課

日 本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人は、必ず国民年金に加入し、保険料を納めることとなります。左表に該当するときには忘れずに届出をしましょう。

なお、会社員・公務員の人は、厚生年金・共済組合に加入することで自動的に国民年金に加入していることになっています。そのため、新たな手続きは必要ありません。

保険料の額

▼ 定額 保険料…月額 15250円(平成26年度)

▼ 付加保険料…月額 4000円

※付加保険料とは、将来より多くの年金受給を希望する人が定額保険料に上乗せして納付する保険料で、2000円×付加保険料納付済月数で計算された金額が、老齢基礎年金に加算されます

保険料の納付方法

▼ 現金で納付する…日本年金機構から送付された納付書を金融機関・コンビニエンスストア・MMK端末設置店などで納付できます

※MMK端末とは、(株)しんきん情報サービスが運営する公共料金収納端末です

▼ 口座振替で納付する…金融機関の窓口または年金事務

所で申し込みできます。納め忘れもなく、確実にしかも便利です

※口座振替手続きに必要なもの…▼年金手帳または納付書等基礎年金番号のわかるもの ▼通帳 ▼金融機関届出の印鑑

※口座振替には次のような特典があります ▼当月分をその月に引き落としにするのと、1か月あたり50円の割引になります(当月末振替による早割) ▼前納(1年前納6か月分前納)すると、保険料が割引になります

保険料の2年前納(口座振替)が始まりました

平成26年4月末の口座振替分より『2年前納(口座振替)』がご利用いただけるようになりました。申込期限は毎年2月末までです。2年前納には次のようなメリットがあります。

▼ 2年間で1万4千円程度の割引となります

▼ 2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象となります

▼ 口座振替を利用することに

より、納め忘れを防ぐことができます

保険料の猶予・免除制度等

一定の要件に該当する場合は、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除のほかに次の猶予制度が申請できます。詳細は左記までお問い合わせください。

▼ 学生納付特例制度…本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です

▼ 若年者納付猶予制度…学生でない30歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です

詳しくは、国保年金課または土浦年金事務所(☎824-7121)

子育てを応援します

26
子育て



みなさん、こんにちは。

冬が到来し、寒さもいよいよ本格的になってまいりました。
今回は、小学校や専用施設・児童館などを利用して実施している『放課後児童クラブ』をご紹介します。

放課後児童クラブとは、「小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」を対象としています。各クラブでは児童の健全育成を目的とし、年間計画にそって誕生会・お楽しみ会・避難訓練などを行い、放課後児童指導員のもと異学年の児童と関わり合いながら、家庭的機能の補完として「生活の場」を提供し、放課後の児童の健全育成を図っています。長期休業日等の一日保育では、子ども達が楽しく外遊びや室内行事などを存分に楽しめるようなイベントを企画し実施しています。写真は、夏休み期間に行われたイベントの様子の一部です。

阿見小学校区放課後児童クラブ (学校区児童館)

戸外では、一輪車・サッカー・大縄跳び・固定遊具等の遊びや、隣接している児童公園で花・木の実・昆虫等に接し、豊かな自然環境で遊んでいます。室内で将棋・お店屋さんごっこ等の遊びや、あやとり・折り紙・ミサンガ・毛糸編みなどにも取り組んでいます。

本郷小学校区放課後児童クラブ (二区児童館)

異学年同志のふれ合いを通し、室内では伝承遊びやボードゲーム等で楽しんでいます。図書室には本が豊富に揃い、また、将棋遊びを通して高齢者の人と交流が図れます。児童館のホールで行う卓球やバランスボールが子ども達に人気となっています。



第一小学校区放課後児童クラブ (第一小学校専用施設)

運動場では、ドッジボール・固定遊具遊び等をし、雨天時は体育館でバドミントン・ボール遊び等で過ごします。クラブ室では、工作等の室内遊びをしています。1年生から6年生まで全員参加のドッジボール大会やリレー大会は、大変盛り上がりします。

舟島小学校区放課後児童クラブ (舟島小学校専用施設)

室内で空き容器や不用品等で個性豊かな工作をし、楽しんでいます。子ども達が夢中になっている遊びは、けん玉・ホッケー等で、競い合い、また協力しながら交友関係を育てています。戸外ではサッカー・鬼ごっこ等で体を動かして遊んでいます。



第二小学校区放課後児童クラブ (第二小学校の空き教室)

屋外ではサッカーや鬼ごっこ等、室内ではブロックやままごと等をして遊んでいます。また、卓球大会やミニ運動会・クリスマス発表会といった季節にそった行事等を取り入れ、異学年が協力して楽しめるような工夫をしています。

実穀小学校区放課後児童クラブ (実穀小学校の空き教室)

屋外ではサッカー・バドミントン・固定遊具等の遊びを楽しみながら、友達とのかかわりあいを深め、遊びの輪を広げています。また、室内ではブロックでアニメのキャラクター作りや空き容器等を利用した工作を行い、個性豊かな作品を作ったりしています。



君原小学校区放課後児童クラブ (君原小学校図工室)

室内では、カードゲーム・工作等、創意工夫しながら、異学年の児童が家庭的な雰囲気の中で楽しく過ごしています。また、戸外や体育館では、遊具・サッカー・鬼ごっこ・ドッジボール・バドミントン等で、よく体を動かして楽しく遊んでいます。

吉原小学校区放課後児童クラブ (吉原小学校理科室)

少人数ながらアットホームな雰囲気の特徴です。戸外では異学年でサッカー・縄跳び等、互いに教え合いながら楽しんでいます。また室内では、マンカラ・将棋で競い合ったり、紙粘土や毛糸等で季節にそった工作をし、創造性豊かな作品を作ったりしています。

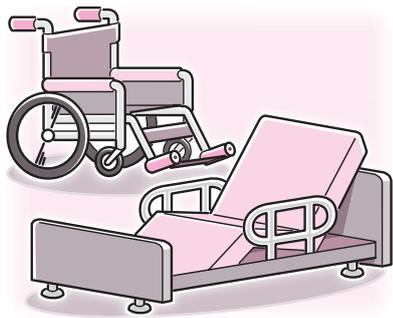


放課後児童クラブについての問い合わせ: 児童館 ☎888-1111 (167)

ご利用ください！ 介護保険 福祉用具貸与・購入、 住宅改修をご紹介します

介護 保険

社会福祉課介護保険係 ☎888-1111 (164・165)



介 護保険では要介護・要支援認定者の日常生活上の不便を解消し、自宅での生活が続けられるよう、自宅で使用する車いす・腰掛け便座などの福祉用具の貸与および購入費の一部支給や小規模な住宅改修（手すりの取り付けなど）の工事費用の一部を支給しています。上手に利用して、自宅での快適な生活に役立てましょう。

■福祉用具貸与

要介護・要支援認定者が自宅で使用する福祉用具を貸与します。貸し出し費用の1割が自己負担です。福祉用具の種類や貸し出し事業所によって、料金が異なります。利用の際には、ケアマネージャーなどにご相談ください。

▼対象となる福祉用具（13種類）…車いす、車いす付属品（電動補助装置など）▼特殊寝台▼特殊寝台付属品（サイドレールなど）▼床ずれ防止用具▼体位変換

器▼手すり（工事を伴わないもの）▼スロープ（工事を伴わないもの）▼歩行器▼歩行補助つえ▼認知症老人徘徊感知機器▼移動用リフト（つり具の部分を除く）▼自動排泄処理装置

■特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）

要介護・要支援認定者が自宅で使用する特定福祉用具（貸与できない福祉用具や消耗品で次に該当するもの）を指定された業者から購入した場合に、かかった費用の9割が払い戻されます。このサービスを受けるためには、いったん全額を自費で支払い、社会福祉課介護保険係窓口へ申請する必要があります。購入前に、ケアマネージャーなどにご相談ください。

●対象となる特定福祉用具（5種類）…腰掛け便座

▼自動排泄処理装置の交換可能部品▼入浴補助用具▼簡易浴槽▼移動用リフトのつり具の部分

※利用限度額は同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円です。1割が自己負担のため、支給額の上限は9万円です

※原則として、同一年度内に同じ種類の福祉用具を2回以上購入することはできません

■住宅改修

要介護・要支援認定者の転倒防止や段差解消などのための住宅改修工事にかかった費用の9割が払い戻されます。このサービスを受けるためには、工事前の事前申請を社会福祉課介護保険係窓口へ提出する必要があります。工事前にケアマネージャーなどにご相談ください。

●対象となる工事

▼手すりの取り付け・居室や廊下などへの転倒防止用の手すりの取り付け
▼段差の解消・玄関や掃き出し窓へのスロープの取り付け・居室と廊下の段差の解消・床のかさ上げ



▼床材の変更・浴室などの滑りにくい床材への変更・車いすでの移動を円滑にする床材への変更
▼引き戸などへの扉の取り替え・扉全体の取り換えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置など
▼洋式便器などへの取り替え・和式便器から洋式便器への取り替え、およびその際の洗浄機能付き便座の設置（便器の取り替えに伴う場合に限る）

▼そのほか前記の各工事に付帯して必要な工事
※利用限度額は20万円です。1割が自己負担のため、支給額の上限は18万円です
※原則利用限度額は20万円ですが、引越した場合や「介護の必要の程度」の段階が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます

阿見町の地域貢献・ 社会貢献活動団体



町民活動センター ☎888-2051 / 町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

『町民活動センター』は、町民の皆さんの社会貢献活動、いわゆる『市民活動』を支援しながら、市民活動団体と個人のボランティアをつなぐお手伝いをしています。市民活動団体の自主的な運営をサポートするほか、市民活動団体・企業・行政等の異なる特徴を持つ各主体が連携しやすい環境をつくり、協働によるまちづくりを推進しています。

「あみ自然再生ネットワーク」

私たちは、地域の農地や山林の荒廃状態を憂いており、町と茨城大学との地域連携を契機に、平成18年1月に結成しました。

地域の環境・農業の関係7団体と町民や学生の有志がネットワークを結び、さまざまな問題・課題に取り組みながら『農の元気な地域づくり』を目指しています。『阿見町』という地域にこだわり、町の農業最盛期の歴史や谷津田・山林・里山の環境、地産地消・学校給食の活動、町の自然・生物環境や霞ヶ浦水質問題、原発放射能問題について、勉強会・報告会・視察会・講演会の開催や支援を行っています。

また、結成当初から毎年11月に『地産地消・自作直売・地域交流』をモットーにした『あみ・大好き青空市』を開催しています。私たちはこのような活動が、今後町の『農の元気な地域づくり』、そして町の田園都市構想の実現に向かうよう願っています。このような活動にご興味のある人のご入会をお待ちしています。

問合せ 『あみ自然再生ネットワーク』 萩島 ☎090-3404-1395



▲あみ・大好き青空市の様子

■活動報告コーナー

●『さわやかフェア2014』に市民活動団体が参加しました！

10月26日(日)に開催された『さわやかフェア2014』に、市民活動を行なっている下記の9団体が会場内の町民活動センターのブースに出展し、日ごろの活動内容をPRしました。

他のブースでは、NPO法人『茨城県・犬猫共存推進会』も協力している阿見町動物愛護協会による子猫譲渡会、知的障害者スポーツの『スペシャルオリックス日本・茨城設立準備委員会』によるバザーの展示も行われました。

●参加団体(出展内容)

- ▶ 和田工房(ハロウィン工作) ▶ PC学習会(Skype体験) ▶ 愛犬家サークル犬愛(ウッドバーニング) ▶ おもちゃ病院(手作りおもちゃ) ▶ 茨城県立医療大学(日本健康福祉政策学会PR) ▶ NPO法人マリッジクラブ(事業PR) ▶ NPO法人アニマルセラピー協会(事業PR) ▶ 楽しい陶芸(作品展示) ▶ フラワーサークル(フラワーアレンジメント指導)



▲▼さわやかフェア2014 出店の様子



再生可能エネルギーの普及促進 省エネの取り組み

地球温暖化対策

環境政策課 ☎888-1111 (116)

町施設の屋根貸しによる太陽光発電事業開始

町施設の屋根に太陽光発電施設を設置して、再生可能エネルギーの導入促進と環境教育や非常時の電源確保などに活用する「屋根貸し」事業による発電が始まりました。

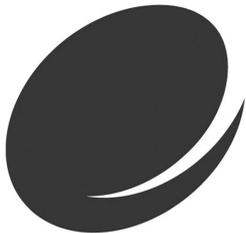
貸与した施設は、役場の車庫・舟島小学校・阿見第一小学校・朝日中学校竹来中学校の5つで、発電能力は合計208.3kW、年間発電量は約22万kW時です。この電力量は、一般家庭約60世帯分の消費電力に相当します。

発電事業者は固定価格買取制度により売電収入を得て、町に使用料と固定資産税を支払います。町ではこれらの収入を今後の地球温暖化対策に活用していきます。



▲太陽光パネルが敷かれた役場車庫の屋根

「阿見町地球温暖化対策実行計画」と「茨城エコ事業所」



eco.IBARAKI

▲茨城エコ事業所のマーク

全ての町施設において、平成14年度から『町地球温暖化対策実行計画』に基づき温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。

電気・重油・都市ガス・ガソリンなどの使用量からCO₂の排出量を算出し、基準年度と目標年度の比較により削減目標の達成を目指すものです。

第2期実行計画は、基準年度(平成12年度)と目標年度(平成24年度)の比較で削減目標は△8%でした。現在、実行計画は第3期となっており、基準年度(平成24年度)と目標年度(平成30年度)の比較で削減目標を△5%として取り組んでいます。

また、役場庁舎は平成25年度に茨城エコ事業所の登録を行い、節水・紙の使用量削減など、省資源化や省エネに努め、一層のエコオフィス活動に取り組んでいます。

▼全ての町施設の実績(第2期実行計画)

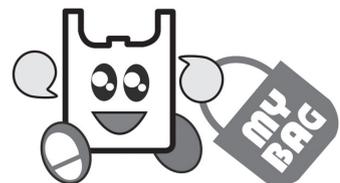
項目	平成12年度	平成24年度	削減率
温室効果ガス総排出量	4,813 t-CO ₂	3,404 t-CO ₂	△29%

レジ袋削減運動 ～お買い物はマイバッグを持参しましょう～

温室効果ガスの排出抑制に向け、町内では平成21年6月から12事業所16店舗が参加してレジ袋の無料提供を廃止しています。

平成25年度は、この取組により約307万枚のレジ袋を削減し、推定142トンのCO₂排出量を削減できたこととなります。

町内のレジ袋辞退率は、現在、85%程度で推移しています。これからも、皆さまのご協力をお願いします。



▲マイバッグのマスコット

冬の省エネキャンペーン ～平成27年3月31日(火)まで～

地球温暖化防止のためには、省エネルギー対策によるCO₂の排出削減が重要です。日常生活や経済活動に支障のない範囲で、冬の省エネキャンペーンへのご協力をお願いします。

▼取組の例

ウォームピズ・・・暖かい服装を心がける。暖房温度を20℃を目安に設定する

ウォームシェア・・・皆で一つの部屋に集まる。家庭の暖房を止めて街に出かけ、図書館等の暖かいところ集まる

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ：<http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

■特別企画展『桜花～人間爆弾～』開催中

『桜花』とは、太平洋戦争中に日本海軍によって開発された特攻兵器です。その特攻部隊は、県の旧百里原基地において編成されました。部隊名は『神雷(じんらい)部隊』。昭和20年、沖縄への上陸作戦中だった連合軍艦船へ特攻出撃した隊員達とその戦いの記録をご覧ください。

▼期日：平成27年3月1日(日)まで

▼時間：午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は、翌火曜日が休館となります

▼場所：予科練平和記念館 20世紀ホール

▼観覧料：常設展チケットでご覧いただけます



▲『桜花』の写真

■『ハローミュージアム』開催

茨城県立近代美術館の学芸員が、DVDの映像や解説、インタビューやクイズを交え、楽しいアートな時間を届けてくれます。美術館に行きたくても行けない皆さんにも、美術のすてき!が伝わります。

▼期日：平成27年1月17日(土) ▼場所：予科練平和記念館ラウンジ

▼参加料：無料(定員なし)

※イベント開催時間・内容等の詳細については、後日ホームページ等でご案内します



■『寒中祭』開催

お子さんはもちろん、ご家族で楽しめるゲームや撮影会を予定しています。ミニトレインも走りますよ!

▼期日：平成27年1月24日(土)

▼時間：午前10時～午後4時

▼場所：予科練平和記念館ラウンジ(エントランス前)

▼参加料：無料 ※町内の小中学生を含め、小学生以下は、館内見学も無料です

▼その他：事前予約不要。内容の詳細については、後日ホームページ等でご案内します



▲『寒中祭』の様子

◎学芸員のつぶやき

『秋の日は釣瓶落とし』と言われますが、「もう耐えられない」とへばる夏の暑さが去り、「涼しくなったね」と思ううちに新年を迎えてしまうような、年の後半は釣瓶落としのように時が過ぎ去るものなののでしょうか。今年起きたさまざまな出来事にくよくよしないうち、さあ新たな心で生きましょ、という神様仏様の配慮かもしれません。

とうとうと流れる時の大河に身を委ね、予科練平和記念館も大きな、大きな海を目指してまいります。

お知らせ

Information

■小学校新入学児童への

『入学祝い品』の贈呈

社会福祉法人県母子寡婦福祉連合会から、ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)のお子さんに、入学祝い品(学用品)を差し上げます。

▼対象 平成27年度に小学校へ入学する児童のいるひとり親家庭で、祝い品を希望する保護者

▼申込期間 平成27年1月30日(金)まで※土・日・祝日を除く

▼申込方法 児童福祉課に電話または直接申し込む

▼問合せ ▼児童福祉課 ☎888-1111(177)

▼(社)県母子寡婦福祉連合会 ☎029-221-7505

■2015年農林業セン

サスが実施されます

農林水産省では、平成27年2月1日現在で、『2015年農林業センサス』を実施します。

この調査は、我が国の農林業・農山村地域の実態を明らかにする最も基本的な調査です。平成27年1月上旬から調査員が農林業関係

者の人々を訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されませんので、ご協力をお願いします。

▼問合せ 情報政策課統計係 ☎888-1111(297)

音楽で元気にするまちづくり事業

『新春の訪い〜邦楽の調べ〜』開催(無料)

▼期日 平成27年1月25日(日)

▼時間 午後1時30分開演

▼入場料 無料

▼場所 君原公民館

▼出演団体 坂本房之(尺八)・福田の太鼓・あがつま箏曲会・信和会・天翔如人・翠峯会(裏千家茶道同好会 ※先着30人にお茶を振る舞います)

▼問合せ 君原公民館 ☎889-1363

■ウォーキング参加者募集

▼期日 平成27年1月10日(土)

▼時間 午前9時30分〜正午

▼場所 中央公民館

▼内容 ふれあい地区館主催のウォーキングに参加し、中央公民館周辺を歩きます

▼対象 町国際交流協会会員または町内在住者(小学生以上)

▼募集人数 30人(定員で締切)

▼参加料 無料

▼申込期間 平成27年1月7日(水)まで

▼申込方法 電話で左記に申し込む

▼その他 ▼雨天中止▼飲み物は各自持参▼参加賞あり

▼問合せ 町国際交流協会事務局 ☎888-1111(292)

※火・金曜日の午前8時30分〜午後5時

■障害福祉課から

第5回「こころの健康出前講座」参加者募集(無料)

▼期日 平成27年1月10日(土)

▼時間 午後3時〜4時30分

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼内容 うつ病の予防

▼申込方法 事前申込不要(当日直接お越しください)

▼「身体障害者健康診査」実施(無料)

▼期日 ①平成27年2月6日(金) ②12日(木)

▼時間 午後2時受付

▼場所 (財)霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター

▼対象 町内在住で、常時車いすを使用している在宅の身体障害者(下肢および体幹機能障害)の人 ※医療機関で1年以内に同様の検査を受けた人、施設入所者、町の健康診査受診者を除く

▼申込期間 平成27年1月19日(月)まで ※土・日・祝日および年末年始を除く

▼申込方法 身体障害者手帳・印鑑を持参のうえ、直接左記に申し込む

▼問合せ 障害福祉課(総合保健福祉会館内) ☎888-12943

トッパスリットスポーツ教室

『少年少女陸上競技教室(長距離)参加者募集(無料)』

▼期日 平成27年1月24日(土)

▼時間 午前10時〜正午

▼場所 総合運動公園陸上競技場

▼講師 君原健二氏

▼対象 町内在住もしくは在学中の中学生

▼募集人数 100人

▼申込期間 平成27年1月6日(火)〜16日(金) ※受付時間・1月12日(月)・13日(火)を除く午前9時〜午後5時

▼申込方法 ファクシミリ(住所・氏名・性別・学校名・学年・電話番号・所属クラブ(部活や団体等)を明記)または直接左記に申し込む ※詳細は、

町生涯学習課ホームページのご案内をご確認ください

▼その他 ▼荒天時は町民体育館で実施(体育館用シューズ持参)▼運動できる服装(ジヤージ等)でお越しください

▼問合せ 生涯学習課社会体育係(中央公民館内) ☎888-12526 FAX 888-00032

■町シルバー人材センター

入会説明会開催

▼対象 健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)

▼期日 平成27年1月20日(火)

▼時間 午前10時〜正午

▼場所 (公社)町シルバー人材センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)

▼問合せ (公社)町シルバー人材センター ☎888-12036

陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場から

『夜間飛行訓練』

ヘリコプター3・4機による標記訓練を行います。

▼日時 平成27年1月20日(火)〜22日(木)、1月27日(火)〜29日(木) 日没から約3時間以内(各機2時間基準)

▼問合せ 陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎842-1211(3420)

▼問合せ 町体育協会テニス部
代表倉持 ☎ 84116878
▼大会用ホームページ
<http://www.geocities.jp/antennis2005/>

▼町ミックステニス大会
参加者募集
▼期日 平成27年2月15日(日)
▼場所 総合運動公園他
▼募集人数 48組(定員で締切)
▼参加料 1組3000円
▼申込期間 平成27年1月30日(金)まで ※平成27年1月16日(金)までは町内在住・在勤・在学者のみ受付。一般は17日(土)から受付
▼申込方法 Eメールまたはフ
ァクシミリで左記に申し込む
▼Eメール:mansei99@jcom.
home.ne.jp ▼FX 8800-
1055(午前9時~午後9
時。時間厳守)
▼問合せ 町体育協会テニス部
代表倉持 ☎ 84116878

▼「消防出初式」に伴い、
サイレンを鳴らします
消防出初式の開催に伴い、左
記のとおり消防車のサイレンを
鳴らします。ご注意ください。
▼日時 平成27年1月10日(土)
午前8時から
▼場所 阿見中学校校庭
▼サイレン 演習信号(15秒鳴
らす・6秒休む・15秒鳴らす)
▼問合せ ▼消防本部 ☎ 887
-0119

◆コンクール審査結果

11月26日、中央公民館において平成26年度の第9回下村千秋記念賞町読書感想文・感想画、まちづくり探検隊の表彰式が行われました。受賞者は下記のとおりです。



▲まちづくり探検隊受賞者の皆さん



▲読書感想文受賞者の皆さん



▲読書感想画受賞者の皆さん

●『2014年まちづくり探検隊』

夏休みを利用してグループや家族で町内を探検した小学生たちから、多くの力作が寄せられました。(敬称略/努力賞はチーム名のみ記載)

町長賞	▼『大好き君原！伝統のある行事がいっぱい！』 チーム名:キノピオ軍団(君原):瀬尾龍斗・浅野悠輝・鹿内陸
教育長賞	▼『阿見町の樹木はどのくらい変わったか?』 チーム名:ディスカバリー(阿見):山田怜奈
文化財保護審議会会長賞	▼『阿見町の店調査探検隊』 チーム名:マリオズ(本郷):山崎レオ・山崎シュナ・若林琉那
努力賞	▼チーム名:▼みんな仲よし探検隊▼ハッピー四人組探検隊▼チーム実毅▼いちごドリームキャットII▼フラワーキャット▼Seven Heart▼夏休み探検隊2▼チームまつもと▼いきものたんけんたい▼小悪魔マテリアル▼流れ星▼モンブランランチム▼平和がいいね。▼メカクシ団▼ハッピースマイルチーム▼阿見町を知り隊。▼阿見探検ガールズ▼阿見キッズスターズ▼It's boys6▼TEAM KATO▼阿見町調査人

●『第9回下村千秋記念賞 町読書感想文・感想画コンクール』

町出身の作家『下村千秋』の業績をたたえ、町内小学生を対象として、標記コンクールを実施しました。(敬称略)

部門	最優秀賞(学校名)	優秀賞(学校名)	
読書感想文	小学校低学年	足立結唯(本郷)	長南璃久(本郷) 高久優斗(第二)
	小学校中学年	平野ミチル(阿見)	関口颯太(阿見) 川又萌永(第一)
	小学校高学年	齋藤瑠夏(実毅)	宮本玲奈(阿見) 倉田和波(本郷)
	中学校	野中郁実(朝日)	佐藤祐里(阿見) 藤田冴紀(竹来)
読書感想画	小学校低学年	横山広樹(第二)	岡崎陽音(阿見) 石塚悠我(本郷)
	小学校中学年	安藤桃花(舟島)	松本心美(本郷) 沈美優(舟島)
	小学校高学年	浅野誠吾(阿見)	飯野峻太郎(吉原) 松澤遼香(本郷)
	中学校	長沼航(竹来)	渡曾翔(阿見) 小山内歩(竹来)

●問合せ 生涯学習課(中央公民館内) ☎ 888-2526

〈広告欄〉

当社が「サノニック・三菱等の施工確認」になってます。

「太陽光発電システム」

家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。

土台と梁、桁、柱を優れた構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます!!

●新築住宅に関する事は **美都住建** 検索

LIXIL 住まいプロ ホームウェル

住まいプロホームウェル美都和

おすすめの1dayリフォーム商品

- 工費削減でヘアスタイルに「髪切り」
- 浴室、トイレに「リフォームドア」「リノベント」
- 浴室、トイレに「リフォームシャッター」
- 浴室、トイレに「リノベント」
- 浴室、トイレに「リノベント」
- 浴室、トイレに「リノベント」
- 浴室、トイレに「リノベント」
- 浴室、トイレに「リノベント」

住まいのプロ集団！

日本最大級の住宅設備機・建材メーカー LIXIL が運営する、安心で品質の高いリフォーム加盟店です。全国の厳しい審査に合格した優良工務店が加盟するフランチャイズチェーンです。

建築業知事免許(般-24)第22375号 【本社】阿見町実毅 1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196 【陶板浴和】阿見町中央 1-5-32

茨城県知事免許(4)第5548号
(有)美都和 阿見町中央 1-5-32
 TEL.029-891-2200

『まちのニュース・町長日記』



『県道バイパス開通』

12月2日には、県道竜ヶ崎阿見線バイパスの開通式があり、関係市町を代表して出席させていただきました。

今回、吉原地内から牛久市久野町地内までの1170mが結ばれたことにより、あみプレミアムアウトレットから牛久大仏までの距離が大幅に短縮されましたので、買い物や観光のお客さんの呼び水になれば、と思っております。

この供用開始によりまして、町内の県道竜ヶ崎阿見線バイパスは全線が開通したことになります。地権者の皆さまのご協力に感謝するとともに、県関係者のご尽力に厚く御礼申し上げます。

バイパスなどの主要道路の整備には、県との連携が大変重要です。これからも、県とのパイプを強く持ちながら、笑顔のあふれるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

阿見町長 天田富司男



● 定例相談 ●

人権相談／行政相談 日時:2月5日(木)午前10時～午後3時／場所:総合保健福祉会館2階大会議室

問い合わせ 総務課 ☎888-1111(215)

子育て相談 電話・来所相談:月～金曜日午前9時～午後4時／場所:中郷保育所内／訪問相談:随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

教育相談 日時:火～金曜日午前9時～午後3時／場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター ☎888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後1時～4時／弁護士相談:月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談で要予約)／場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

高齢者総合相談 日時:月～金曜日午前8時30分～午後5時15分／場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

消費者相談 日時:月～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時／場所:役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

交通事故相談 日時:月～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時45分／弁護士相談:水曜日午後1時～4時[要予約]／場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

● 人口と世帯 ●

- 総人口 48,059人 (+ 25) ▽12月1日現在
- 男性 23,851人 (+ 10) ▽常住人口ベース
- 女性 24,208人 (+ 15) ▽()内は前月比
- 世帯数 18,936世帯 (+ 30) ▽情報政策課調べ

1月の納税等

町・県民税(4期)
国民健康保険税(7期)
後期高齢者医療保険料(7期)

納期限 2月2日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

2月の納税等

固定資産税(4期)
国民健康保険税(8期)
後期高齢者医療保険料(8期)
介護保険料(6期)

納期限 3月2日(月)

救急車出動状況 11月(年累計)

消防署調べ	急病	106件(1111)
出場件数 156件(1749)	交通事故	16件(217)
	一般負傷	22件(258)
	その他	12件(163)
	合計	156件(1749)

※救急車の適正な利用をお願いします

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店